

手話施策推進法が できました



正式名称：手話に関する施策の推進に関する法律

2025年6月25日施行 内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jsl.html>



基本理念

- 1 手話の習得・使用のために必要な環境を整備する
- 2 手話文化を保存・継承・発展させる
- 3 全ての国民が相互に尊重し合いながら、手話に関する理解と関心を深める

国や地方公共団体の責務

- ▶ 手話に関する施策を総合的に策定・実施
- ▶ 障害者基本計画・障害者計画に、手話に関する施策を反映
- ▶ 施策実施に必要な財政上・法制上の措置
- ▶ 手話を使用する者等の意見反映

基本的施策

- ▶ 手話を必要とするこどもの手話習得の支援
- ▶ 学校での手話による教育等の支援
- ▶ 職場・生活環境の整備・情報提供等
- ▶ 手話文化の保存・継承・発展
- ▶ 国民の理解と関心の増進
- ▶ 手話の日（9月23日）制定
- ▶ 手話通訳者の確保のための取り組み支援
- ▶ 調査研究の推進等
- ▶ 国際交流の推進

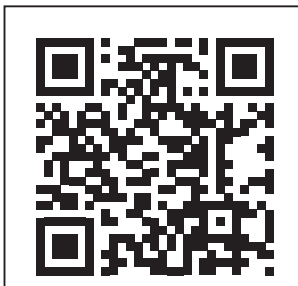


いつでも・どこでも・誰とでも
手話言語で暮らせる社会をめざします



一般財団法人 全日本ろうあ連盟

全日本ろうあ連盟声明手話施策推進法の制定に寄せて
<https://www.jfd.or.jp/2025/07/17/pid29044>



Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

このポスターは日本財団の助成を受け作成しています